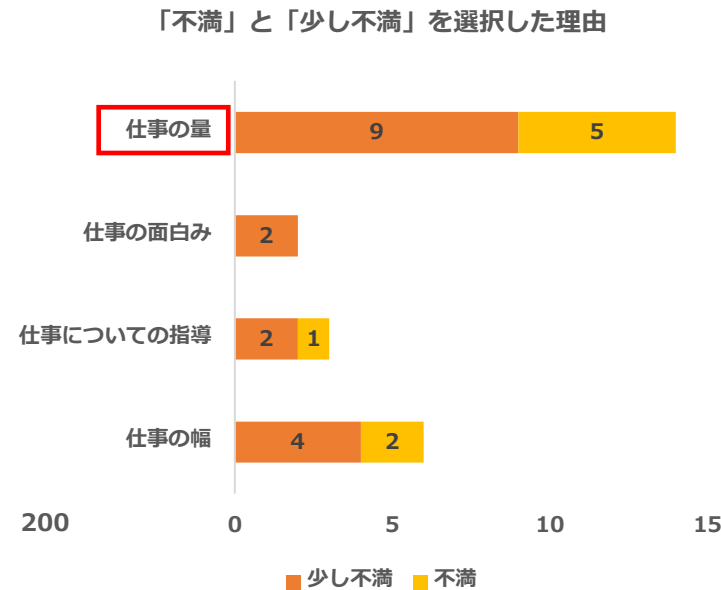
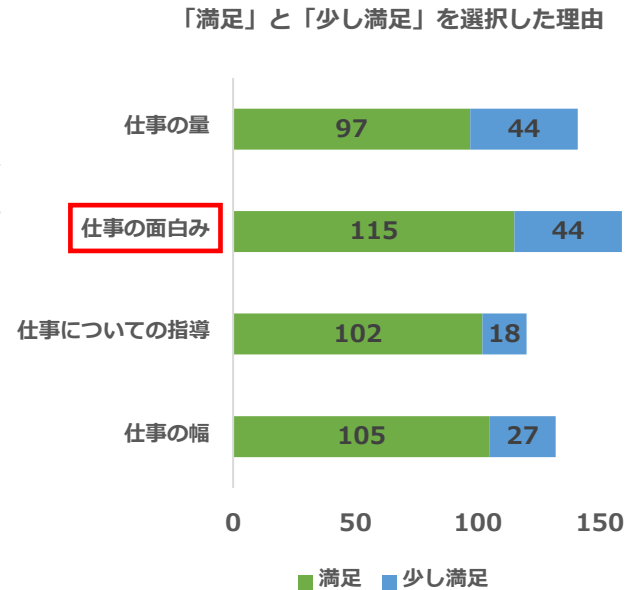
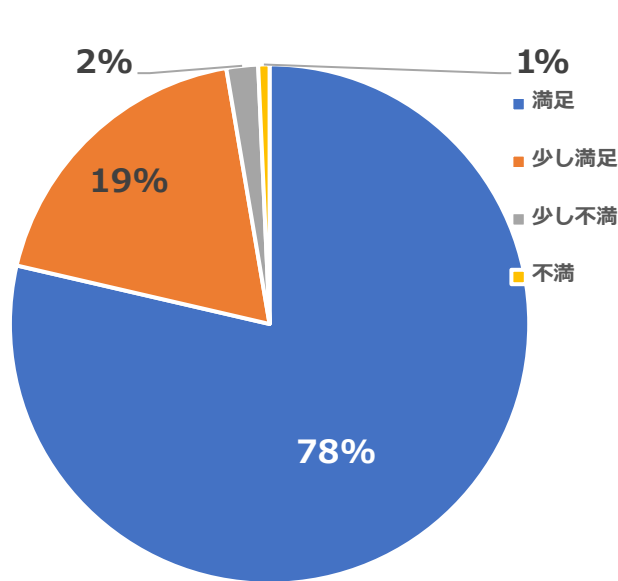


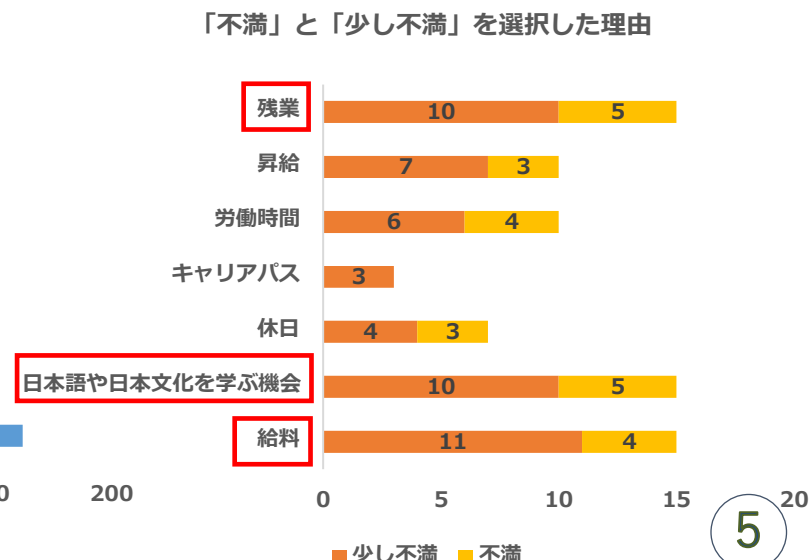
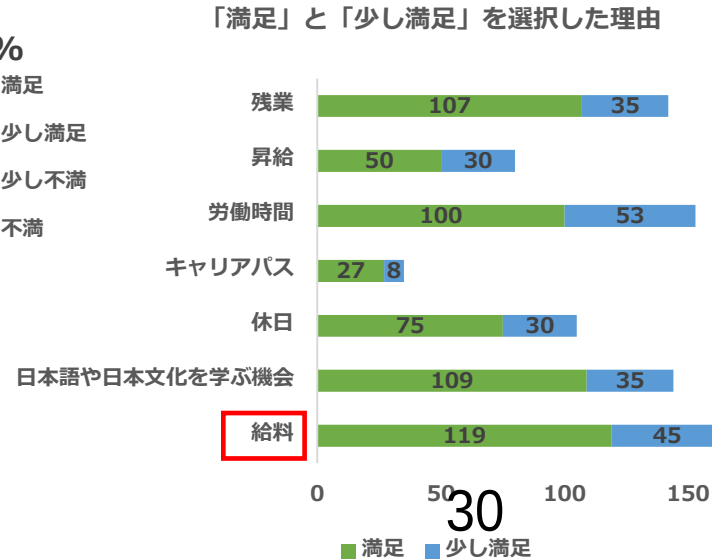
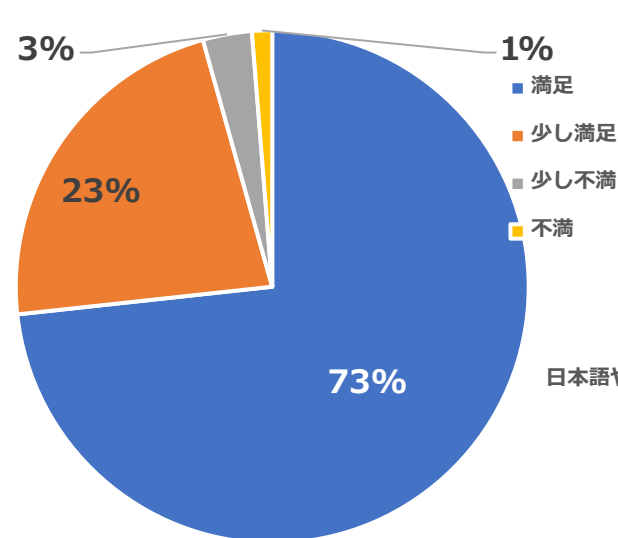
農業特定技能外国人材満足度アンケート調査結果（1／2）

- 対象者 農業分野の特定技能外国人（5,040人）
- 回答期間 1月18日～2月18日
- 回答率 14.1%（711人）
- 対応言語 英語・中国語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・ミャンマー語・カンボジア語

I 仕事の内容

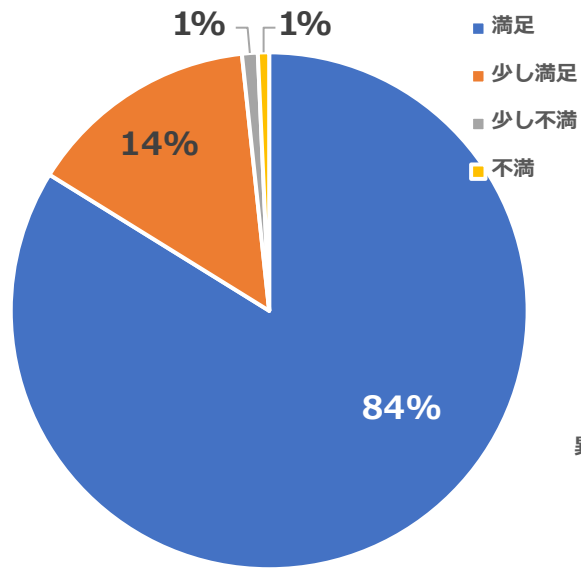


II 労働環境

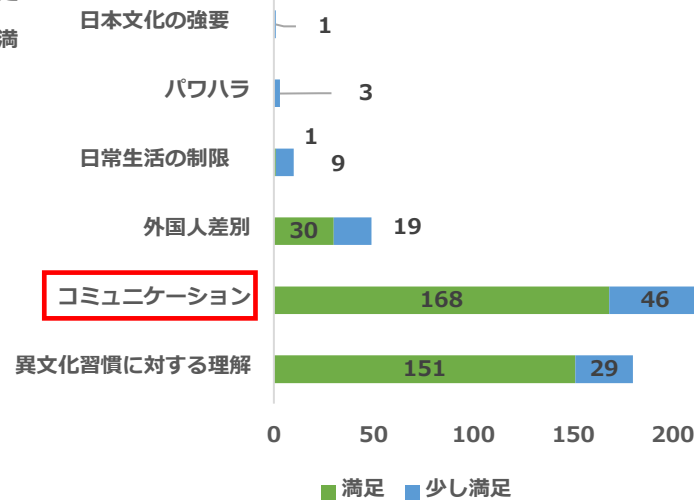


農業特定技能外国人材満足度アンケート調査結果（2／2）

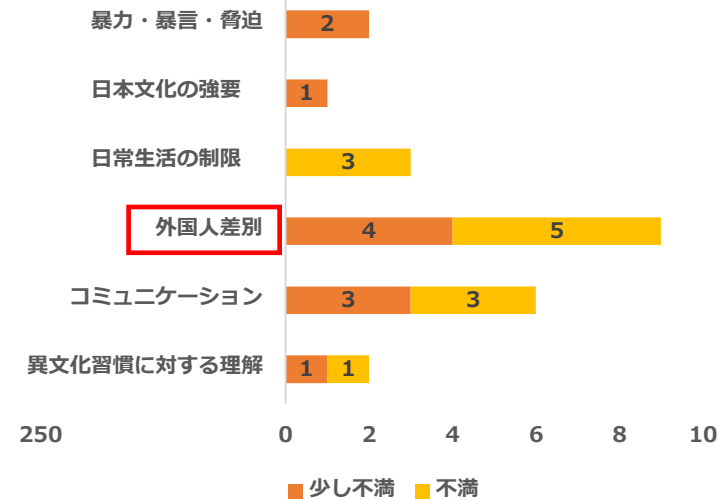
Ⅲ 雇用主との人間関係



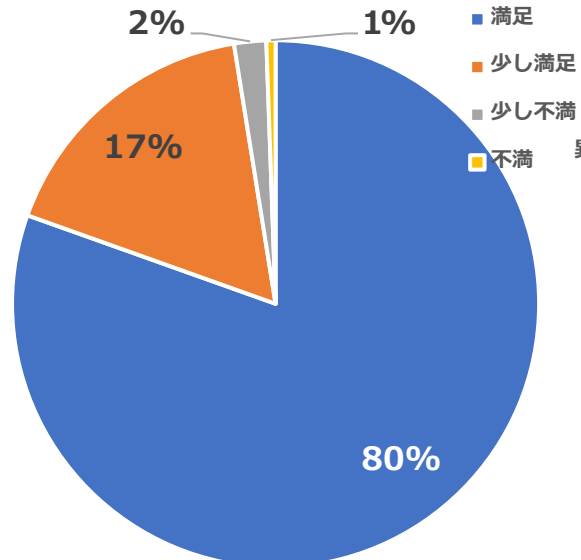
「満足」と「少し満足」を選択した理由



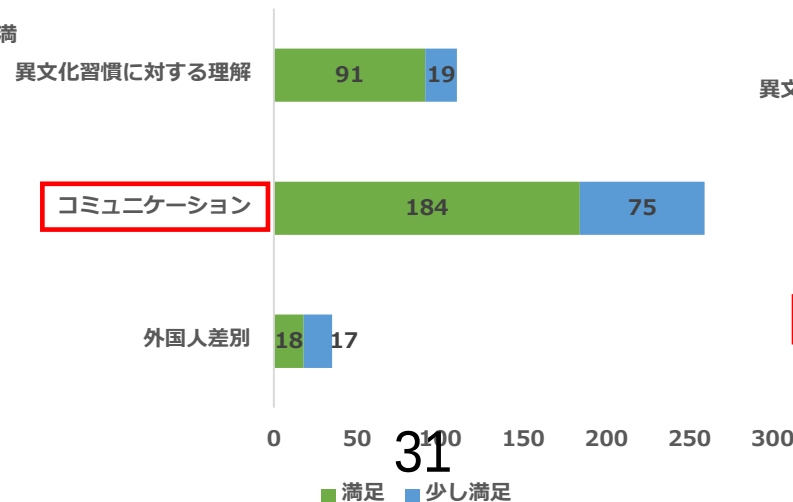
「不満」と「少し不満」を選択した理由



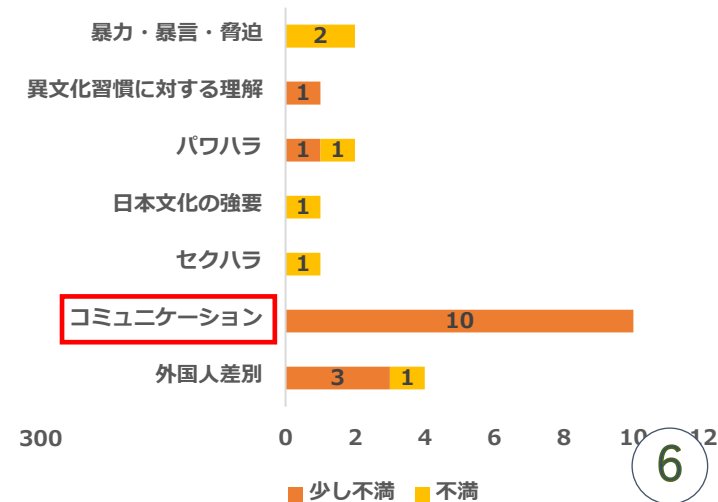
Ⅳ 同僚との人間関係



「満足」と「少し満足」を選択した理由



「不満」と「少し不満」を選択した理由



＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施**や海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**、**働きやすい環境の整備**等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施**や、農業分野における海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

1. 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

- ・ 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
- ・ 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催

民間団体等

試験の作成・更新

試験の実施
(農業・漁業)

現地説明・相談会
の開催 (農業)

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

民間団体等

相談窓口の設置

外国人材の労働環境の
調査・分析、雇用主等への
助言活動

優良事例の
収集・周知

等

＜事業の流れ＞



〔お問い合わせ先〕

(農業分野)
(漁業分野)
(飲食料品製造業分野)
(外食業分野)

経営局就農・女性課 (03-6744-2159)
水産庁企画課 (03-6744-2340)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2397)
外食・食文化課 (03-6744-2053)

農業特定技能協議会決定第1号

平成31年3月27日

令和4年2月22日一部改正

令和5年1月24日一部改正

「農業特定技能協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の全国的な周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別紙1の構成員により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

(活動)

第4条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む）
- 八 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

(案)

第5条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(地域協議会)

第7条 協議会は、地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙3の構成員により構成される協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、地域における第4条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域協議会が定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

農業特定技能協議会 構成員

【農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省畜産局総務課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部~~組織犯罪対策企画課~~国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適当と認める団体

運営委員会 構成員

【事業所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省畜産局総務課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適
当と認める団体

地域協議会 構成員

【当該地域の特定技能所属機関】

【事業所管官庁】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局

【制度所管官庁】

法務省地方出入国在留管理局
都道府県警察
厚生労働省都道府県労働局

【当該地域の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構
当該地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の地方
農政局等が適当と認める団体

運営委員会決定第1号
平成31年3月27日
令和5年1月24日一部改正

「農業特定技能協議会」運営要領

「農業特定技能協議会」規約（以下「規約」という。）第8条の規定に基づき、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

- 第1条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 その他農林水産省が別に定める申請様式で定める事項
- 2 農林水産省は、前項の届出に係る事項に不備がない場合は、当該届出を行った者を協議会の構成員とするものとする。

- 第2条 協議会の構成員となろうとする農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。
- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類
- 2 農林水産省は、前項の届出により、当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を協議会の構成員とするものとする。

（退会及び除名）

- 第3条 協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業分野の特定技能所属機関でなくなった場合は、農林水産省が定める方法により、退会する旨を農林水産省に届け出なければならない。ただし、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定技能所属機関を構成員から除名することができる。
- 一 前項の届出を行わないとき
 - 二 農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
 - 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

- 第4条 第2条第2項の規定により協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を農林水産省に届け出ることができる。
- 2 協議会は、第2条第2項の規定により協議会の構成員となっている団体が次の各号のい

(案)

いずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき
- 二 農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 協議会を招集するかどうかの決定
 - 二 協議会の構成員に共有する情報の決定
 - 三 情報共有の方法や時期の決定
 - 四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定
 - 五 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
 - 六 運営要領の制定・変更その他協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 農林水産省は、原則として3か月に1回、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、運営委員会を開催する。
- 3 農林水産省は、運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者その他の運営委員会の構成員以外の者に運営委員会への出席を求めるものとする。

(協議会の招集)

第7条 運営委員会は、向こう5年間の受入れ見込み数を超えることが見込まれるため法務大臣に受入れの停止の措置を求める場合や大都市圏での受入れの自粛を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、協議会を招集するものとする。

- 2 運営委員会は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって協議会における協議に代えることができる。

(議事の公開等)

第8条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(その他)

第9条 本運営要領に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

| (案)

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。